

(仮称) 港区公契約条例の制定に向けた基本的考え方に寄せられた意見について

1 意見募集（パブリックコメント）の概要

	件数
(1) 意見募集（インターネット、持参等）により寄せられた意見 募集期間：令和7年9月19日～10月24日 人数：14人（うちインターネット10人、持参2人、郵便1人、FAX1人）	67件
(2) 説明会での意見 ①第1回 開催日：令和7年10月10日 午後2時～3時 本庁舎9階 研修室 人数：25人（参集：19人、オンライン参加：6人） ②第2回 開催日：令和7年10月15日 午後6時30分～7時30分 本庁舎9階 研修室 人数：3人（参集：3人）	10件
計	77件

2 意見等の内訳

1	意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映するもの	1件
2	条例制定に向けた基本的考え方で既に対応できるもの	24件
3	具体的な施策を進めるに当たって対応するもの	35件
4	条例制定に向けた基本的考え方に関する質疑等	4件
5	条例（案）に反映しないが、意見として受け止めたもの	13件
	計	77件

(仮称) 港区公契約条例の制定に向けた基本的考え方に寄せられた意見

【対応状況欄の凡例】

- 1 意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映するもの
- 2 条例制定に向けた基本的考え方で既に対応できるもの
- 3 具体的な施策を進めるに当たって対応するもの
- 4 条例制定に向けた基本的考え方に関する質疑等
- 5 条例（案）に反映しないが、意見として受け止めたもの

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
1	郵送	受注者の責務として、「受注者は労働者等の適正な賃金、労働条件の確保とその向上その他の労働環境の整備に努めなければならない」としていただきたい。	条例の趣旨をより適切に表現したものとして、ご意見を踏まえた修正を行います。	1	条例に盛り込むべき内容③区及び受注者の責務
2	郵送	下請を担う区内中小企業の減少が懸念されると共に、技能承継や商工文化の衰退にもつながるものとして位置づけを明記していただきたい。	下請を担える区内中小企業者が減少傾向にあることから、条例の基本的な方針では、「区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること」を規定する予定です。事業者の課題には、下請事業者の減少、人手不足、物価高、ジェンダー平等等多岐にわたるものがあり、特定の課題のみを条例に明記することは、他の課題との整合性や公平性の観点から適当ではないと考えております。なお、区内中小企業への発注や従事者の継続雇用については努力義務として規定することで、技能承継等の課題にも間接的に寄与できるものと考えております。	2	条例（案）の骨子①契約全般にわたる基本的な方針の設定
3	郵送	区内の事業者の受注機会の確保、優秀な人材確保、技能や文化の承継を盛り込んでいただきたい。	下請を担える区内中小企業者が減少傾向にあることから、条例の基本的な方針では、「区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること」を規定する予定です。事業者の課題には、下請事業者の減少、人手不足、物価高、ジェンダー平等等多岐にわたるものがあり、特定の課題のみを条例に明記することは、他の課題との整合性や公平性の観点から適当ではないと考えております。なお、区内中小企業への発注や従事者の継続雇用については努力義務として規定することで、技能承継等の課題にも間接的に寄与できるものと考えております。	2	条例（案）の骨子①契約全般にわたる基本的な方針の設定
4	郵送	足立区では養護施設の送迎を担う福祉バス運行に関し、条例適用範囲を広げてその支援に取り組んでいます。下請事業者の減少は、経済活動インフラに留まらず、生活インフラの衰退を招き、ひいては区民の福祉環境の悪化にもつながることを考え方として位置付けを明記していただきたい。	事業者からは、区内の下請事業者が減少傾向にあるとの声があり、元請が下請や再委託をする際は、区内事業者を相手方とするよう努力義務規定を設ける予定です。なお、自動車運行などの労務比率の高い契約について、労働環境確保策の対象とする予定です。	2	条例（案）の骨子①契約全般にわたる基本的な方針の設定
5	郵送	港区は大使館、外国人住民が多く居住、在勤しています。公契約条例は多文化共生（外国人に低賃金を強いることなど決してない）にも寄与するものとして明示していただきたい。	本条例の目的は、国籍や性別、障害の有無にかかわらず、港区が締結する特定公契約に従事する全ての労働者に対して平等に適用する内容となっております。特定の社会課題にのみ言及することは、他の重要な課題（ジェンダー平等、障害の有無など）とのバランスを欠くことから、記載することは考えておりません。なお、条例の運用に当たっては、周知を多言語で行うなど外国人労働者にも配慮してまいります。	2	条例（案）の骨子①契約全般にわたる基本的な方針の設定
6	郵送	優れた人材確保を位置づけることに賛同します。	労働環境確保の取組を進め、公契約の従事者が安心して公共サービスに従事できる環境を作ること、優秀な人材を確保し、公共サービスの質の維持及び向上につながると考えております。	2	条例（案）の骨子②区及び受注者の責務の設定並びに区の権限強化
7	インターネット	人手不足が深刻な建設業などの中小企業で働く技能者の処遇改善には、低価格競争ではなく、技術者の待遇を確保した上で価格や生産性を競う仕組みが必要である。区民がより良い公共サービスを受けられるよう、そうした考え方に基づく公契約条例の制定を希望する。	区の契約には、労働環境確保策に併せ、適正な履行や良好な品質の確保、公正な競争の促進など、幅広い取組が必要だと考えています。条例にはこれらを契約全般にわたる基本的な方針として記載することを考えています。	2	条例（案）の骨子③労働報酬下限額及び労働環境確保策に関する審議会の設置
8	持参	IL0第94号条約型の条例の制定を希望する。	条例制定に向けた基本的考え方では、契約に基づき労働報酬下限額をはじめとする労働環境確保策を実施する予定であり、IL0第94号条約型(契約型)に該当します。	2	条例（案）の骨子④契約に基づく労働報酬下限額の設定
9	インターネット	公契約により、受注者及び受注関係者に対し、労働者等に対する労働報酬下限額以上の賃金・報酬の支払いを義務付ける、いわゆる「IL0第94号条約型」条例ではあり、評価します。	公契約であっても民法に則し契約当事者双方の合意により契約内容を決めるべきであり、契約を根拠とする形式が適切であると考えております。	2	条例（案）の骨子④契約に基づく労働報酬下限額の設定

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
10	インターネット	東京都の自治体では、中小の印刷・出版関連業者を保護し地域経済を守るため、官公需印刷物にも公契約条例を適用すべきである。予定価格200万円以上の「製造請負契約」を条例の適用範囲とする考え方は、契約規模が比較的小さい印刷業者にも適用可能であり、他自治体のように高額契約のみを対象とする方式では多くの印刷物が除外されてしまうため、この適用範囲に賛同する。	港区では、現在の要綱から引き続き少額随意契約の範囲を超える契約を対象とし、可能な限り広範な契約を労働環境確保の対象としていく予定です。	2	港区の条例（案）の特徴①労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大
11	インターネット	対象案件については、（案）のまま「製造請負契約」を含めていただきたい。	製造請負契約についても、労働環境確保の対象契約とする予定です。	2	港区の条例（案）の特徴①労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大
12	インターネット	条例の対象範囲につきましては、広く設定されている点を評価しており、このままの方針で進めていただきたい。	港区では、現在の要綱から引き続き少額随意契約の範囲を超える契約を対象とし、可能な限り広範な契約を労働環境確保の対象としていく予定です。	2	港区の条例（案）の特徴①労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大
13	インターネット	「製造請負契約、予定価格200万円超」とする金額設定については、官公需印刷物等への適用可能性を高めるものであり、歓迎します。	港区では、現在の要綱から引き続き少額随意契約の範囲を超える契約を対象とし、可能な限り広範な契約を労働環境確保の対象としていく予定です。	2	港区の条例（案）の特徴①労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大
14	持参	広い意味での公共サービス従事者の労働環境改善と確保を強化するという背景や意義については異議はございません。条例の対象拡大（委託や契約金額範囲の拡大）は、ダンピングなどの不適格業者を排除する点で妥当であると評価しています。	低賃金や安全管理の軽視により事故を招く不適格な事業者から、公共サービス従事者を守るとともに、中抜きなどの不正行為によって労働者や事業者が不利益を被ることがないように条例化による労働環境確保の強化が必要であると考えております。	2	港区の条例（案）の特徴①労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大
15	郵送	本条例策定に当たっては、港区の基本姿勢を「前文」として掲げて、高尚なものとしていただきたい。	前文を掲げることは考えておりませんが、港区の基本姿勢については、条例（案）の目的や基本的な方針において明示する予定です。	2	条例に盛り込むべき内容①目的
16	郵送	豊島区公契約条例の目的条文では、「～業務に携わる労働者の賃金引上げ、～労働者等の労働環境確保の実行性を高める…」と明記されました。同様の趣旨を条文には盛り込んでいただきたい。	目的では、「公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保する」旨の規定を盛り込むことから、ご意見の趣旨を含んでいるものと考えております。	2	条例に盛り込むべき内容①目的
17	持参	労働者の賃金引き上げは、人手不足が深刻な建設業界において、人材確保につながる良いきっかけになると思われます。最低賃金を確保し、適正な価格で工事を行うことで、業者や従事者を増やしたいという前向きな意思が示されています。	労務費が適切に確保できなければ、人材確保が困難になるといわれており、公共サービスの質や安定的な提供にも影響が生じます。条例化により労働環境確保の取組を進めてまいります。	2	条例に盛り込むべき内容①目的
18	郵送	特定公契約に従事する労働者の継続雇用に関して、雇用の継続とともに、労働環境を低下させることがないように努めていただきたい。	区の締結する全ての公契約の受注者の責務として、労働者等の適正な労働条件の確保等の努力義務を規定することで対応してまいります。	2	条例に盛り込むべき内容③区及び受注者の責務 条例に盛り込むべき内容⑨特定公契約に従事する労働者の継続雇用
19	持参	区内事業者の活用を地域経済活性化の目的として条例に盛り込んでいただくことで積極的に貢献に努めたいという意見がごございます。	条例（案）の基本的な方針に、「区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。」を定めるとともに、下請等に区内事業者を活用することを受注者の努力義務とすることで、区内中小企業の受注機会の拡大に繋げてまいります。	2	条例に盛り込むべき内容④区内事業者の活用
20	インターネット	実効性を確実にするために、報酬下限額を下回った場合の受注者に対する連帯責任義務の検討をお願いします。	現在の要綱においても同様の取組を行っており、基本的考え方にも記載しております。条例制定に当たりましては、本文に規定する予定です。	2	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
21	FAX	労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、受注者と受注関係者が連帯して不足分を支払う責任を条例本文に明文化し、契約上の約定事項として徹底されるようにしてください。	現在の要綱においても同様の取組を行っており、基本的考え方にも記載しております。条例制定に当たりましては、本文に規定する予定です。	2	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
22	郵送	労働者の範囲に関して、一人親方及びフリーランスの方を含むこととしていただきたい。	特定公契約の下請や再委託を受ける一人親方及びフリーランスを対象とする予定です。	2	条例に盛り込むべき内容⑧労働報酬下限額を適用する労働者の範囲
23	郵送	労働者の継続雇用について、受注者の努力義務規定を盛り込むことに大いに賛同します。	公共サービス従事者が安心して働けるよう、現在の要綱の趣旨を引き継ぎ、受注者の努力義務として規定する予定です。	2	条例に盛り込むべき内容⑨特定公契約に従事する労働者の継続雇用
24	FAX	受注者に対して、下請や再委託を行う場合には、区内事業者を活用する努力義務を条例に盛り込むべきとしている点を評価します。また、特定公契約に従事する労働者の継続雇用を受注者の努力義務として条例に盛り込むべきとしている点を評価します。これらは、地域経済活性化や、労働者の生活と公共サービスの質を守る重要な規定であるため、条例本文に明記することを要望します。	条例制定に当たりましては、本文に規定する予定です。	2	港区の条例（案）の特徴② 条例に盛り込むべき内容④区内事業者の活用 条例に盛り込むべき内容⑨特定公契約に従事する労働者の継続雇用
25	郵送	大企業の本社が集中し、在外公館が多数ある地域において、公契約によって労働者の賃金環境のセーフティネット、さらにはその向上が図られることは大きな意義があります。港区らしい条例制定が策定されることを祈念しています。	労働環境確保の対象とする契約範囲を現在の要綱から大幅に拡大することは港区の特徴であるとともに、区内事業者の活用や労働者の継続雇用についても規定し、より良い条例の制定に向け取り組んでまいります。	2	－
26	インターネット	今後の公契約において、人件費の高騰や材料費などの経費が増大する中で、これまでの都の職種別基準額や最低賃金に近い額などでの労務費の積算基準では、人材を募集する受注者の負担も大きくなり人材不足と相俟って、入札に影響を及ぼす懸念があると考えます。施行される際には、サービス業を含め人材確保につながり、受注者の利益が確保できる発注額となるよう留意されたい。	条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会には、賃金動向に詳しい労働団体関係者や事業者団体関係者に加え、学識経験者として社会保険労務士や弁護士などの専門家に入っていただくことを想定しております。このような賃金動向に詳しい関係者で、市場動向を考慮しながら労働報酬下限額を調査・審議していくことで、適正な予定価格での発注が可能になるものと考えております。	3	条例（案）の骨子 ③労働報酬下限額及び労働環境確保策に関する審議会の設置
27	郵送	下請・再委託契約に関し、区内事業者の活用を盛り込むことに大いに賛同します。金沢市工事請負契約約款では、元請が市内下請事業者を選ばない場合にはその理由書の提出を求めています。条例制定に関連して、約款にも踏み込んでいただきたい。都内では渋谷区と足立区で約款に区内事業所活用が盛り込まれています。	区内の事業者のみで全ての業務を履行できるわけではないことから、努力義務として規定して、積極的に区内事業者への発注を進めていただき、地域経済の活性化に繋げることを考えています。約款の改正につきましては、今後検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容④区内事業者の活用
28	郵送	区内事業者（下請、再委託）の活用に賛同します。荒川区では受注業者に一定規模事業において、区内下請割合を届出させることを行っています。細則や発注要綱などで整備をお願いします。	区内下請割合の届出に関しましては、今後の検討課題としてまいります。	3	条例に盛り込むべき内容④区内事業者の活用
29	郵送	PFI事業や学校建設に伴う仮校舎（賃貸借契約）などに関しても、そこで就労する労働者の適正な賃金・労働環境を整える必要があること（努力義務でも）を明示していただきたい。	区の締結する全ての公契約の受注者の責務として、労働者等の適正な労働条件の確保等に努めるという努力義務を規定する予定です。条例で労働環境確保の対象とならない契約等に関しても、条例の趣旨を受注者等に理解していただけるよう周知を行ってまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑤条例の対象とする契約の範囲
30	持参	対象契約件数の約9割が業務委託・製造請負契約となっていること、工事請負契約は都道府県別の公共工事設計労務単価の設定があるために労働報酬下限額の議論の余地が少ないことから、審議会の委員については業務委託・製造請負契約に従事する事業者団体を構成員としてほしい。	審議会の委員は、学識経験者、労働団体関係者、事業者団体関係者により構成することとしています。委員の選任に当たっては、幅広い分野の意見が反映できるよう留意してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
31	説明会	一律の下限額ではなく、将来的には職種や職能別の額となると良いと考えます。	現在、港区では、一般事務以外にも保育士、保健師、看護師などの職種別の額を定めております。また、工事請負契約に関しては、国の公共工事設計労務単価に基づき、51職種の職種別の額を定めております。条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会でも、職種や職能別の労働報酬下限額について検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
32	説明会	条例によって、制定して頂くことは大変嬉しく思っている。 区の業務に実動で関わっていると、市場と行政のそれぞれの立場から見える背景が異なり、その妥協点を見出し、双方の納得できる条例となることを期待したい。	条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会には、賃金動向に詳しい労働団体関係者や事業者団体関係者に加え、学識経験者として社会保険労務士や弁護士などの専門家にあっていただくことを想定しております。 このような賃金動向に詳しい関係者で、市場動向を考慮しながら港区の公契約にふさわしい労働報酬下限額を調査・審議してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
33	説明会	労働報酬下限額という言葉があるが、昨今の人材不足の中で品質を確保していくという中で、逆に市場価格が高すぎるという思いもある。業務の専門性と価格のバランスについてどのように考えていくのか。	条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会には、賃金動向に詳しい労働団体関係者や事業者団体関係者に加え、学識経験者として社会保険労務士や弁護士などの専門家にあっていただくことを想定しております。 このような賃金動向に詳しい関係者で、市場動向を考慮しながら港区の公契約にふさわしい労働報酬下限額を調査・審議してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
34	説明会	公的機関が関与する市場動向は、かなり現実と乖離が生まれている。品質を担保しながらということになると、ハローワークなど様々な賃金動向を見たりするなど、今後大変だと思うが、ご尽力いただければ嬉しく思います。	条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会には、賃金動向に詳しい労働団体関係者や事業者団体関係者に加え、学識経験者として社会保険労務士や弁護士などの専門家にあっていただくことを想定しております。 このような賃金動向に詳しい関係者で、市場動向を考慮しながら港区の公契約にふさわしい労働報酬下限額を調査・審議してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
35	インターネット	労働報酬下限額について、建設業関連職種は細かく分類されている一方、他業種は大まかな区分にとどまっており、報酬額にも約3倍の格差がある。この条例は、現行の要綱にある不公平な格差をそのまま追認する内容になっているのではないかと懸念される。	現在、港区では、一般事務以外にも保育士、保健師、看護師などの職種別の額を定めております。また、工事請負契約に関しては、国の公共工事設計労務単価に基づき、51職種の職種別の額を定めております。 条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会では、職種や職能別の労働報酬下限額について検討するとともに、賃金動向に詳しい関係者で、市場動向を考慮しながら港区の公契約にふさわしい労働報酬下限額を調査・審議してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
36	インターネット	公契約には、限られた財源で効率的に公共サービスを提供するだけでなく、専門的な職務を担う労働力の確保という意義もある。しかし現状では、労働報酬下限額が一部職種（建設系など）を除き最低賃金とほぼ同水準で、公務員との報酬格差が大きい。職務を細分化し、公務員給与の一定割合（例：80%以上）を基準に下限額を設定する必要があると考えられる。	条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会において、職種や職能別の労働報酬下限額について検討するとともに、賃金動向に詳しい関係者で、市場動向を考慮しながら港区の公契約にふさわしい労働報酬下限額を調査・審議してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
37	インターネット	労働報酬下限額を最低賃金や物価など複数基準を参考に決定しより労働者に寄り添う金額設定にするため、審議会の構成員の学識経験者について、経済・法分野から1人以上必ず選出したほうがいいと考えます。	労働報酬下限額を含んだ労働環境確保策の検討には、人材募集や賃金変動の動向、労働問題に明るい方など幅広い議論ができることが必要です。公正・公平な審議会運営に努めてまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
38	郵送	審議会の構成に人数と任期、委員選出団体、審議会の機能に関して、任期は2期4年を上限とし、労働団体（連合、全労連、全労協、中立）に関しても交替を求めます。また会議を年度内3回以上実施していただきたい。年度内1回は審議会を拡大し、選出されていない労働団体から意見を述べる機会を設けるなど、労働団体の垣根を超えた会議を設けていただきたい。	区の付属機関の基準では、任期は原則として1任期2年、再任する場合は4期8年を上限としておりますが、交替に関して検討してまいります。また、審議会委員に選出されていない労働団体からの意見聴取の方法につきましては、今後の検討課題としてまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
39	郵送	答申に当たっては、下限額答申の他、労働環境確保策などで議論された意見を参考意見として答申できるように取り図らって頂きたい。	（仮称）港区労働報酬等審議会では、労働環境確保策についても調査・審議し、答申をいただくことを考えています。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
40	持参	審議会の開催時期、労働報酬下限額の告示時期について、可能な限り早く実施してほしい。	労働報酬下限額は公共サービス従事者の労働環境に大きな影響を及ぼすものであるため、審議会において丁寧な調査審議を行う必要があります。調査審議を円滑に行うことができるよう資料作成も含めた審議会の運営に努めてまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
41	持参	審議会は傍聴可能となる予定か。	審議会は原則として公開する予定です。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
42	郵送	多くの条例制定自治体では、建設工事に関して最新（2月改定）の公共工事設計労務単価を新年度（4月）からの労働報酬下限額としています。同様の取り扱いをお願い致します。	港区も同様の対応が可能となるよう調整を行ってまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
43	持参	労働者の申出が発端になってくと思うが、労働者への周知はどのように実施するのか。	周知等の運用に関しましては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働者個人への周知用カードの配布やアンケートの実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
44	持参	都内の条例制定区と比較して、対象契約の予定価格の設定が非常に低く、中小零細企業への負担が大きくなるのではないかと。社労士の調査をするような案件は、他の自治体の情勢を踏まえ、1,000万円以上が妥当ではないかと。	公共サービスの従事者の労働環境を守ることが重要であると考え、条例制定に向けた基本的考え方では、労働環境確保の対象とする契約の範囲を拡大しています。一方で、中小企業の負担を考慮することも重要な視点であることから、チェックシート等の作成対象の基準については今後検討し規則で規定する予定です。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
45	説明会	条例の周知が、特に労働者に行き渡る様な仕組みを作って頂きたい。	周知等の運用に関しましては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働者個人への周知用カードの配布やアンケートの実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
46	インターネット	労働者から区への申出に対して、区が労働者へ回答しない仕組みは問題がある。また、労働報酬下限額を労働者が理解する手段が限られており、自分に適用される金額を把握しづらい。事業者が労働者に対して、適用される下限額を明示することが必要である。	申出への対応内容は、労働環境を担保するための仕組みを明記したのですが、申立者への回答は実務的に行うことを考えています。労働環境確保策の運用に関しましては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働者への周知については、労働者個人への周知用カードの配布やアンケートの実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
47	説明会	対象契約を労務の提供を中心とする契約のうち、少額随意契約を超える契約とする場合、受注者の負担だけでなく、提出されたチェックシートを確認する職員の負担も増大するため、あまり現実的ではないと考える。	公共サービスの従事者の労働環境を守ることが重要であると考え、条例制定に向けた基本的考え方では、労働環境確保の対象とする契約の範囲を拡大しています。一方で、中小企業の負担を考慮することも重要な視点であることから、チェックシート等の作成対象の基準については今後検討し規則で規定する予定です。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
48	説明会	実際に労働環境確保策を適切に実施していない受注者であっても、チェックシートさえ適切な数字で提出すればいいのではないかと考える者が出てくるのではないかと懸念している。	労働環境確保策の運用に関しましては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働環境確保を担保するための取組として、チェックシート提出だけにとどまらず、労働者へのアンケートや受注者への調査の実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
49	インターネット	労働報酬下限額を担保するための取組において、改善命令を発出した場合には是正報告を求めるとされているが、この報告に関しては、30日以内などの期限を設けることで、より透明性と実効性を確保することができるのではないかと考えます。違約金については、報酬の全額支払いを義務付けた上で、悪質な違反には契約金額の一定割合の違約金を課す二重構造にすることで、制度の公平性と遵守を促進できると考えます。	改善命令発出時の報告期限に関しては、適切に設定することを予定しております。また、労働環境確保の契約違反に関する違約金に関しては、約款にも記載し実効性を高めることを予定しております。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
50	インターネット	労働報酬下限額を担保するための取組において、チェックシートだけでは意見が反映されにくいと考えます。労働者との定期的な意見交換会を設けることにより、透明性を確保することができるのではないのでしょうか。	労働環境確保の対象となる契約件数は令和6年度実績から算出すると1,300件を超え、それらの労働者との意見交換は現実的ではないことから、労働者個人への周知用カードの配布や労働者の声を聴くことができるアンケートの実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
51	インターネット	労働環境を確保するための取組について、現状チェックシートが有効的に使われているか、受注者に対して使用状況等の調査やアンケートの実施が必要であると考えます。もし、有効に使われていなかった場合、書式の見直しや職員等による監査や巡回を実施する必要があると考えます。労働者への周知漏れ、虚偽報告・改ざんを防ぐため、受注者に提出を義務付けるものの他に労働者向けのチェックシートを作成し、提出させることができるといった取組策を提案します。この労働者向けのチェックシートの提出に関して、受注者による改ざんを防ぐため、オンライン等の活用も併せて提案します。	労働環境確保策の運用に関しましては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働環境確保を担保するための取組として、チェックシート提出だけにとどまらず、労働者へのアンケートや受注者への調査の実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
52	インターネット	現行の労働環境チェックシートは形式的で、実態把握が困難です。事業者や労働者に十分認知されておらず、具体的な賃金や労働時間などの記録が反映されないため、問題があっても行政が把握できない可能性があります。条例制定に当たり、チェックシートの内容を改善し、事業者具体的な数値を記入させ、労働者による確認・署名を加えることで、信頼性と実効性を高めるべきだと考えます。	労働環境確保策の運用に関しましては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働環境確保を担保するための取組として、チェックシート提出だけにとどまらず、労働者へのアンケートや受注者への調査の実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
53	インターネット	全ての適用労働者等の労働債権の請求権を法的に生じさせるために、労働条項（賃金条項）と連帯責任条項及び労働報酬下限額以上の賃金・報酬支払いの実効性確保のため、労働者等の申出権、不利益取扱いの禁止、契約違反・条例違反時の措置は、いずれも必須であり、本条例案にも反映されていることを評価します。 一方、労働報酬下限額の支払いを担保するためには、適用労働者等が公契約条例に基づき労働報酬下限額を受け取る権利、申し出権等、上記のことを認識していることが重要です。区の責任として労働者等への公契約条例の周知を行うよう求めます。	周知等の運用に関しましては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働者個人への周知用カードの配布やアンケートの実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
54	FAX	基本的考え方において、契約に基づく労働報酬下限額の設定、労働者の申出などが盛り込まれている点を評価します。その上で、実効性を一層確保するため、「5 条例に盛り込むべき内容7」に記載の事項に加え、他自治体でも取り組まれているように、各事業所・作業所での掲示や労働者個人への書面配布等による説明を義務づけてください。あわせて、渋谷区・川崎市・相模原市・厚木市で取り組まれているような、労働者個人が説明を受けたことや自身の対象職種と下限額を確認したことを担保できる方法についても、条例で規定してください。	現在の要綱による取組でも各労働現場への掲示の確認については、契約に基づき提出される労働環境チェックシートで確認しています。労働者個人への対応については、労働者個人への周知用カードの配布やアンケートの実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
55	インターネット	「労働報酬下限額を担保するための取組」については、さらなる拡充を図っていただきたい。	労働報酬下限額を担保するための取組に関しては、条例に基づき設置される（仮称）港区労働報酬等審議会で議論していくことになりますが、労働者個人への周知用カードの配布やアンケートの実施などを検討してまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
56	説明会	チェックシートの対象範囲については、審議会の中で検討するのがよい。	中小企業の負担を考慮することも重要な視点であることから、チェックシート等の作成対象の基準については、周知や事業者側の準備も必要なことから、条例の制定に合わせ基準をお示ししていく必要があると考えております。 チェックシート等の運用状況等に関しましては、労働環境確保策の運用の一環として、条例制定に基づき設置される審議会にも報告を行ってまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
57	インターネット	すでに条例が制定されている区では、今月からの最低賃金水準の引き上げ率をみても、来年度の労働報酬下限額は1,500円を超えてくることが予想されます。東京に住む都民にとって、東京の象徴である港区へのおこがれや羨望をこめて、労働報酬下限額も「THE港区価格」で、全都のフラッグシップとなってほしいです。	ハローワークの求人状況や社会の賃金上昇率を鑑み、適切な最低賃金水準額の設定に努めてまいります。	3	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置） 条例に盛り込むべき内容⑩施行日
58	インターネット	原材料費やエネルギー費、労務費の高騰を踏まえ、公契約においても価格転嫁が円滑に行える取引関係の構築が必要である。公正取引委員会も労務費の価格転嫁を公契約から除外しないと明言しており、制度設計においては労務費の変動を反映できる仕組みを導入すべきである。これは持続可能な自治体運営の観点からも重要である。	区では令和7年度からの長期継続契約に関して物価変動に伴う特約条項を設けております。また、最低賃金の上昇に伴う労務費の変更協議も行っております。今後も適切な労務費の価格転嫁に努めてまいります。	3	—
59	郵送	条例の運用に当たり、区においては職員への教育を含め、関係団体と定期的な学習会などを実施していただきたい。	条例の趣旨や運用について、区職員への研修の実施を検討しております。また、関係団体との定期的な学習会などについては、今後、運用の中で検討してまいります。	3	—
60	郵送	医療・介護・保育士などの低賃金による人材不足が生じています。条例制定を機に、委託・指定管理で働く労働者の実態調査、労働団体との意見交換の場を作っていただきたい。	労働者の実態調査、労働団体との意見交換の場の設定に関しましては、今後、運用の中で検討してまいります。	3	—
61	インターネット	本骨子の内容のとおり条例化することを求めます。	条例の制定により、区が発注する公契約の質を確保するとともに、その業務に従事する労働者等の労働環境の確保が強化できるよう、引き続き努めてまいります。	4	条例（案）の骨子①～④
62	インターネット	契約範囲が製造請負や指定管理が対象となり、対象額も予定価格が200万円超（業務委託100万円超）と範囲も額も大きく拡充された今回の案について歓迎します。	労働環境確保の対象とする契約範囲を現在の要綱から大幅に拡大する予定です。労働環境確保の取組を進め、公契約の従事者が安心して公共サービスに従事できる環境を作ること、優秀な人材を確保し、公共サービスの質の維持及び向上につながると考えております。	4	港区の条例（案）の特徴①労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
63	説明会	工事会社であるが、条例の対象になる金額は、下請との契約金額ではなく、港区と元請との契約金額となるのか。	条例における労働環境確保の対象とする判断基準となる金額は、工事でいえば港区と元請との間で締結される工事請負契約の予定金額となります。対象となった場合は、下請も含め労働環境確保策が適用されることとなります。	4	港区の条例（案）の特徴①労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大
64	説明会	指定管理者協定において、区が推奨している港区シルバー人材センターへの発注時も、条例に定める労働報酬下限額が適用されるのか。	シルバー人材センターからの労働者派遣であれば、労働関係法令が適用されることから、労働報酬下限額が適用されます。	4	条例に盛り込むべき内容⑧労働報酬下限額を適用する労働者の範囲
65	インターネット	区内事業者の活用については、地域経済活性化の面から、努力義務では実効性の確保ができないため、義務化するべきではないでしょうか。	区内の事業者のみで全ての業務を履行できるわけではないことから、努力義務と規定して、積極的に区内事業者への発注を進めていただくことで、地域経済の活性化に繋げることを考えています。	5	港区の条例（案）の特徴②区内事業者の活用
66	インターネット	労働環境確保策の推進により、区の財政負担が増大し、結果的に住民サービスにも影響が生じる可能性があることを区民に周知するべきではないでしょうか。また、そのリスクについて、条例の目的に記載する必要があると考えます。	労働環境の確保を推進することは、区の契約を適正に履行し、良好な品質を確保するために不可欠です。労働者や下請事業者に過度な負担が生じないよう、発注者として適切な責任を果たすことは、リスクとは認識しておりません。したがって、財政負担の軽減に関する対応については、本条例で規定するのではなく、事業所管課が事業計画の段階で必要に応じて工夫することになります。	5	条例に盛り込むべき内容①目的
67	持参	建設業は一次から二次、三次…と多くの協力会社に頼る重層的な構造となり、また受注者が末端労働者までの賃金支払い状況を正確に把握し、且つ一律で公契約条例を適用することには無理があるのではと懸念しております。	区では平成27年に制定した要綱において労働環境確保策を導入し、現在でも下請事業者の賃金状況を確認しております。この点では、工事請負契約における条例化による変更はありません。低賃金や安全管理の軽視により事故を招く不適格な事業者から、公共サービス従事者を守るとともに、中抜きなどの不正行為によって労働者や事業者が不利益を被ることがないように条例化による労働環境確保の強化が必要であると考えております	5	条例に盛り込むべき内容③区及び受注者の責務
68	持参	多くの工事が総価で受ける中、一般管理費を削って受注している現状で、賃金アップに伴うコスト増は正直厳しい状況です。港区内事業者は、他区と比べ賃金相場を含めコストが高くなる傾向にあり、これらも経営をさらに圧迫するひとつの懸念材料だと思われます。	労務費が適切に確保できなければ、人材確保が困難になるといわれており、公共サービスの質や安定的な提供にも影響が生じます。条例化により労働環境確保の取組を進めてまいります。また、ご意見は、区の関係部署で共有するとともに、一層、適切な予定価格の設定に努めてまいります。	5	条例に盛り込むべき内容③区及び受注者の責務
69	持参	最も有効な対策としての工事予算の増額 ・公契約条例の制定を進めても、現状に合った工事予算金額（予定価格設定）ができなければ、入札の不調を招き本末転倒となります。 ・現在、市場高騰で協力会社への発注金額はかなり上昇しており、工事予算金額の増額が最も有効な対策であるのではないかとご意見も伺います。 具体的な要望 1. 最低制限価格の引き上げ 2. 予定価格の増額 3. 物価上昇を見込んだ予定価格の設定 4. 十分な工期の設定による予定価格の設定 ・以上のことから、労働報酬下限額の設定や支払いの確認などを一律で建設業に適用するのは困難であるため、建設業に適合した委託契約などとは別の公契約条例の新たな枠組みも必要ではないかと考えます。 ・また総合的な業界の魅力向上にむけ、賃金だけでなく、働きやすい職場環境の整備など、業界全体の魅力を高めるための総合的な対策を区全体で講じると共に、労働者不足や予定価格との乖離がある現状で、より区内事業者の活用を推進するため、工事請負業者に努力義務を課すだけでなく、請負金額の増額や、区内事業者を優先的業務に請け負わせるためのインセンティブとなる施策を検討して頂きたいと思います。	ご意見は、区の関係部署で共有するとともに、一層、適切な予定価格の設定に努めるとともに、契約制度の改善に向け、検討を進めてまいります。 なお、労働報酬下限額の設定やその支払いの確認は、労働者の労働環境確保のためには必要で、それは、建設業やその他労務の提供を中心とする委託においても同じことであることから、条例を分けることは考えていません。	5	条例に盛り込むべき内容③区及び受注者の責務
70	インターネット	業務の適正な履行を確保するため、再委託の割合について上限を定めることが望ましく、例えば業務全体の70%を超える再委託は認めない等の基準を設けるべきではないかと考えます。	再委託については、区が必要性を確認した上で、やむを得ないと判断した場合のみ承認しております。具体的な再委託の基準に関しましては、今後、その必要性が生じた際に検討してまいります。	5	条例に盛り込むべき内容④区内事業者の活用

No	区分	ご意見の内容	区の考え方等	対応状況	該当箇所
71	FAX	基本的考え方で示された公契約審議会の設置方針を評価します。その上で、閉鎖的な運営とならないよう一般傍聴を可能とし公開性を担保するとともに、議題を労働報酬下限額のみに限定せず、事業者が公契約条例を通じて下限額以上の労務費支払いなど十分に処遇改善を行いながら持続可能な経営が行えるよう、市内業者の育成や地域経済の発展など幅広い課題を扱える場とすることを求めます。積算や入札制度の課題、条例の運用状況や申し出など、広く公契約に関する審議・確認が行われるような内容としてください。	審議会は、原則として公開を予定しております。 また、審議会は、公契約に従事する労働者の適正な労働報酬下限額を検討することを主たる目的として設置を予定しているもので、労働者の処遇改善に焦点を当てた専門的な審議の場として位置づけております。条例の目的は、労働環境確保策を通じた地域経済の活性化ですが、事業者支援や経済政策などの具体的な議論は、主に産業振興分野で行うことが適切であると考えております。 今後も関係部局と連携しながら、地域経済の発展に資する入札・契約制度の推進に努めてまいります。 なお、審議会の委員には、事業者団体の代表も入ることを想定していることから、検討範囲を入札・契約制度にまで拡大することについては、公正性、公平性の点から好ましくないと考えております。	5	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
72	FAX	公共サービス従事者の労働環境を守る観点での労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大を評価します。その上で、長期契約にかかる労働報酬下限額は契約年度ではなく、各年度ごとの下限額が適用されることを求めます。このため、受注者及び受注関係者が適正な下限額の支払いを行えるよう、長期契約となる業務委託契約や指定管理協定においても杉並区のようなスライド条項の適用を行ってください。	区では令和7年度からの長期継続契約に関して物価変動に伴う特約条項を設けております。長期継続契約及び指定管理協定における年度ごとの労働報酬下限額の適用に関しましては、今後の検討課題としてまいります。	5	条例に盛り込むべき内容⑥労働報酬下限額の決定（付属機関の設置）
73	郵送	労働報酬下限額を担保するための取組に関し、労働者以外の申し出も出来るように明記していただきたい。例：家族・親族からの申告、所属する労働組合からの申告	区が申出を受けた場合には、雇用主に対して資料の提出や聞き取り等の協力を求めることとなり、事実関係の確認に一定の負担が生じることから、申出内容の正確性や信頼性が極めて重要と考えています。 このような観点から、労働者本人からの申出とすることが、実態に即した対応を行う上で最も適切であると考えております。本人からの申出であれば、就労実態や契約内容等について直接確認が可能であり、誤解に基づく申出の可能性も低減されます。労働者本人への周知を工夫し、申出がしやすい環境づくりに努めてまいります。	5	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
74	持参	材工複合契約の課題：労務費と材料費が一体となった契約（複合単価）の場合、労務費の割合や金額を厳密に設定・確認することが困難と思われます。	労務費の単価も決めて複合契約の複合単価が算出されていると考えており、現在の要綱による取組においても、労働者へ実際に支払われる金額を記載した賃金給付状況シートを提出していただいています。条例制定により特段困難になるとは考えておりません。	5	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
75	持参	受注者責任範囲の拡大：公契約条例により、受注者の責任範囲が工事従事者すべてに拡大すると、その管理に要する時間・労力が大きすぎ、働き方改革（週休二日、時短）推進と両立が難しくなりますので、責任範囲の緩和（例：一次下請け業者まで）やペナルティの緩和措置の検討が必要かと思われます。	工事請負契約における受注者の責任範囲について、現在の要綱と変更はありません。低賃金や安全管理の軽視により事故を招く不適格な事業者から、公共サービス従事者を守るとともに、中抜きなどの不正行為によって労働者や事業者が不利益を被ることがないよう条例化による労働環境確保の強化が必要であると考えております。	5	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
76	インターネット	世田谷区のように、予定価格50万円以上の契約に労働条件確認票（チェックシート）の提出を求める取組を参考に、港区でも同様の制度導入を要望する。契約金額の低い案件から対象とすることで、使用者に法令遵守を促し、労働環境の改善につながると期待される。	チェックシートを作成する範囲については、中小零細企業の負担が増すため配慮を求める声があり、予定価格50万円以上の契約に労働条件確認票（チェックシート）の提出を求める取組は、現在のところ考えておりませんが、受注者への条例の趣旨等の周知を丁寧に行ってまいります。	5	条例に盛り込むべき内容⑦労働報酬下限額を担保するための取組
77	持参	単年度契約への労働環境確保策の適用について、令和9年度の全面施行を待たずに、可能な限り早く実施してほしい。	労働環境確保策の単年度契約への適用に関しましては、事業者への事前周知が重要です。令和8年度に丁寧な事前周知を行った上で、条例による令和9年度からの適用を考えております。	5	条例に盛り込むべき内容⑩施行日